

議案第103号

春日部市開発審査会条例の制定について

春日部市開発審査会条例を別紙記載のとおり制定する。

平成19年11月26日提出

春日部市長 石 川 良 三

提案理由

特例市への移行に伴い、都市計画法第78条第8項の規定に基づき、開発審査会の組織及び運営の規定を定めるため、条例を制定したく提案いたします。

春日部市開発審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第8項の規定に基づき、春日部市開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）のほか、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審査会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審査会の事務を処理する。

(意見聴取等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、都市整備部開発指導課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
下水道事業審議会 委員		日額	6,700 円	下水道事業審議会 委員		日額	6,700 円
開発審査会委員		日額	6,700 円				